

共同知を創る研究倫理

樋口倫子*

*明海大学

Research Ethics for Creating Collaborative Knowledge

Noriko Higuchi*

* Meikai University

キーワード

研究倫理

研究対象者の保護

共同知

倫理審査

research ethics

protection of research participants

collaborative knowledge

ethical review

I. はじめに

いくつかの大きな事件がニュースで知られたように、研究不正が社会問題として、取り上げられるようになり、文部科学省が、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）¹⁾が示された。研究不正は、個人の責任だけではなく、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることになり、対応の強化が図られた。2022年4月には、個人情報保護に関する法律の改正に伴い、また2023年4月にも、「適切な同意」の定義の見直し等がなされ、毎年のように「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」が改正されている²⁾。

本特集を組むきっかけは、本学会への投稿論文の倫理的な配慮が十分でないケースが少なくないという状況がある。オンライン投稿システムが稼働し、多くの論文を投稿されているが、倫理面で課題が残り掲載できなかった論文もある。そこで、投稿を考えている読者の皆様と共に、研究倫理を問い直す機会としたいという思いから特集を組んだ。

II. 研究倫理の歴史的な背景

研究倫理の歴史的な背景は、近現代の倫理的な考

え方や科学の進展に関連している。第二次世界大戦後、ナチス・ドイツで行われた人体実験の倫理的問題を受け、1947年にニュルンベルク軍事裁判の判決に基づいて「ニュルンベルク綱領」が制定された。この綱領は、人間の被験者に対する研究実験における倫理的指針として初めての国際的な枠組みとなった³⁾。

1979年にアメリカで発表された、ベルモント・レポート⁴⁾では、人間を対象とした研究の倫理的基準が示された。この報告書には、研究対象としての人間を保護するための3つの基本的な倫理原則（人格の尊重、善行、正義）が示されている。この報告書では、さらに、この3つの原則に基づいて、それぞれインフォームド・コンセント、研究に伴う利益の評価、および研究対象者の公平な選択の3つを挙げている。

ヒトを対象とした研究の実施のためには、その研究の対象となる人々への倫理的な配慮が求められる。研究倫理の遵守は、研究の品質と信頼性を高めるだけでなく、被験者や参加者の権利を守り、研究者と被験者の間の信頼関係を築くためにも非常に重要である。

Ⅲ. 研究倫理審の温度差

筆者は、医療と非医療にまたがる学際領域での研究に取り組んでいる。その際、医療と非医療の2つの領域での研究倫理に、著しい温度差があることに直面している。筆者は、本学会の編集委員会を担当し、また学内の研究倫理委員や学外の病院の治験審査委員を担当することになった。このような倫理審査を担当する立場となって、研究倫理について幅広く学ぶ機会を得た。

医療の領域では、研究倫理審査が法律で義務付けられているのに対し、人文・社会科学の領域は明確なルールが存在しない。そこで、ある組織に、研究倫理や査読などの審査機構の設置を懇願したところ、投稿者本人の責任に任せればよく、なぜ必要なのかと叱責を受けたこともある。結果、筆者はその組織の編集からは手を引くことにした。このように、非医療系の研究倫理は、まだまだ無法地帯となっている。

医療領域にみられる研究倫理の厳しさは、自由な研究活動を妨げるものなのだろうか？研究参加者のみならず、研究者自身も自分の身を守る助けにもなり得る。その際、最新のバージョンの研究倫理に意識を向けながら活動を進める必要がある。人文・社会科学の領域では、研究方法としてインタビュー調査が、よく用いられる。その際、個人情報やプライバシーへの接触が余儀なくされる。非侵襲的と考えられる調査研究においても、過去の辛い体験などのトラウマ記憶の想起といったリスクが伴い、精神的な侵襲性の高さも考慮する必要がある。また、どのように研究参加者に配慮しながらすすめたかといった研究倫理への配慮の質が、採取されるデータの質を左右することにもなる⁵⁾。

Ⅳ. 何のための論文投稿なのか？

論文を投稿する際に、社会貢献といった利他性よりも、少なからず投稿者自身の業績の蓄積などといった利己性が重視されることがある。栗山⁶⁾は、「巨人の肩の上に立つ」というニュートンの言葉を引用し、研究の発展が、過去から現在まで、多くの研究者によって支えられており、新たな発見や発明も先人の研究成果に基づいていると、指摘している。

共同知を生む一員としての謙虚な姿勢を忘れないようにしたい。

研究者には、視点をズームインして自分の研究対象を詳細に検討する態度とともに、ズームアウトして対象より広い文脈や枠組みにおいてとらえ直すことが必要である⁷⁾。すなわち、巨人の肩に立って、「何のための論文投稿なのか？」を、自分に問う姿勢が求められる。

Ⅴ. 科学研究の新しい潮流

医学系指針では、心理学系研究の多様性が配慮されていない⁸⁾といった指摘がある。心理学系研究の領域は、研究倫理基準が難しい。また、科学研究の新しい潮流として、研究者と研究対象者の距離を縮め、壁を取り払うような研究スタイルが生れている。それらは、すなわち質的研究と称される⁹⁾。他者についての研究ではなく、他者とともに研究するというスタイルである。具体的には、ナラティブ研究やアクションリサーチなどである⁹⁾。こうした新しいスタイルの研究の台頭に伴い、研究倫理も再構成されつつある。

研究倫理については、「いま・ここ」の視点だけではなく、時間軸と空間軸を超えた視点空間（立場や研究分野）や時間（時点や時代）という観点からの比較検討が提案されている^{10) 11)}。ひとつのものを見る時に、空間軸や時間軸をずらしてみると、全く異なる見え方になる、ということである。

Ⅵ. 共同知を創るための研究倫理

所属機関の研究倫理委員会の審査を通過したとしても、本学会の編集委員会で倫理的な配慮が十分でないと判定される場合がある。学生を対象とした研究や、政策誘導への関与の恐れがある研究などは、十分な吟味が必要である。そのため、研究者自身が、リサーチクエスチョン自体にも問題がないか、研究全体を通して細心の注意を払わなければならない。

研究者は過去の研究成果だけでなく、学術会議や研究会を通じて最新の研究動向を追い、意見交換を行い、情報を収集・発信する。さらに学術雑誌に掲載されることで、研究成果が公に認められ、他の研究者によって参照される新たな知識となる⁶⁾。

それゆえ、学術雑誌の発刊は、学会の諸活動の中においても、重要な責務となる。オーサーシップの適切性についても、留意したい。国際医学雑誌編集者委員会¹²⁾が提示する著者資格として、具体的に次の4つを満たす者であるように述べられている。

1) 研究の着想やデザイン、研究データの収集、分析、解釈への貢献、2) 研究論文を執筆、あるいは重要な内容に関わる大幅な修正や推敲を行った、3) 投稿する論文の最終版を承認した、4) 研究にかかわる作業の正確性と整合性に関する疑問をあらゆる側面から適切に調べて解決したことに対して責任を持つことに同意している。

VII. おわりに

本学会編集委員会では、これまでと同様に積極的に掲載論文の研究倫理の適性を十分に精査していく方針である。また、今後、査読システムの見直しも図りつつ、社会貢献につながる学術的価値の高い共同知を創るという意識をもって、編集に取り組んでいく。研究に対する倫理的な配慮とは、投稿以前に、論文執筆以前に、研究実行中に、研究計画の段階で、あらゆる段階において、必要である。また、そうした姿勢が、研究の質の高さの担保にもつながる。

利益相反

本論文について、開示すべき利益相反はない。

引用文献

- 1) 文部科学省：研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm
- 2) 文科省、厚労省、経産省：人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針，令和3年3月23日（令和4年3月一部改訂，令和5年3月一部改訂）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>
- 3) 池邊義教：医療の原点，生命への畏敬と畏怖：人間のための医学を目指して，*Journal of Nara Medical Association* 61: 1-7, 2010
- 4) 津谷喜一郎 光石忠敬 栗原千絵子 訳：「ベルモント・レポート」臨床評価刊行会編『臨床評価』，28 (3)：559-568, 2001
- 5) 大谷尚：質的研究の考え方 研究方法論からSCATによる分析まで，名古屋大学出版会，名古屋，2019
- 6) 栗山正光：学術コミュニケーションと電子ジャーナル，*日本図書館情報学会研究委員会編. 電子書籍と電子ジャーナル. 勉誠出版*, 103-128, 2014
- 7) 眞嶋俊造，奥田太郎，河野哲也編著：人文・社会科学のための研究倫理ガイドブック，慶應義塾大学出版会，2015（河野哲也：第5章 研究者の社会的責任）
- 8) 渡邊卓也：倫理審査における質的研究の困難と処方箋，*質的心理学フォーラム*，12：51-57, 2020
- 9) メアリー・M・ガーゲン，ケネス・J・ガーゲン：第12章 質的探求：緊張と変容，*質的研究ハンドブック1巻，質的研究のパラダイムと眺望*（N・K・デンジン，Y・S・リンカン 編），北大路書房，317-336, 2006
- 10) 香川七海：対話と葛藤としての研究倫理 意見論文 研究倫理をめぐる未来との対話と葛藤，*質的心理学フォーラム*，7：101-104, 2015
- 11) 河原智江，家島明彦：対話と葛藤としての研究倫理 企画者から「葛藤と対話としての研究倫理」の多様性と可能性，*質的心理学フォーラム*，7：104-107, 2015
- 12) Defining the Role of Authors and Contributors. The International Committee of Medical Journal Editors.<http://www.icmje.org/recommendations/browse/roles-and-responsibilities/defining-the-role-of-authors-and-contributors.html>